諮問番号:平成30年度諮問第50号答申番号:平成30年度答申第47号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、却下されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人(以下「請求人」という。)の主張の要旨 請求人は、次の理由により、原処分(生活保護申請却下処分)は違法である と主張しているものと解される。
 - (1) 請求人は、暴力団と関わらないことを誓約しており、現に暴力団員ではない。よって、A市に居住していた頃になされた北海道警察の暴力団員認定のみに依拠し、処分庁が請求人を暴力団の構成員と認定したことは事実誤認である。
 - (2) 法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活保護法(以下「法」という。)による保護を、無差別平等に受けることができると規定しており、この原則は暴力団員にも及ぶものであるが、暴力団員取扱通知は、暴力団員(と誤って認定された者を含む。)であることのただ一事をもって、保護申請を却下するよう福祉事務所長に通知している。この運用は、明確に法第2条及び第19条第1項に違反している。
 - (3) 処分庁は、請求人の生活実態、とりわけ、B市に転居後の暴力団員として の行動を調査し、法所定の要件を厳格に判断する必要があったにもかかわら ず、北海道警察の照会結果のみを根拠に漫然と原処分を行った。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、C警察署長に対して、請求人の暴力団員該当性についての情報 提供を依頼し、請求人は暴力団員である旨の回答を受理している。暴力団員 は、法第4条に定める補足性の要件を満たさないから、本件申請は却下する ことが妥当である。
- (2) 請求人は、食事提供のある施設に入居しており、生存が危うい場合その他社会通念上放置しがたいと認められる程度に状況が切迫しているとは認められない。
- (3) 原処分は、暴力団員は保護の要件を満たさないとする暴力団員取扱通知に基づいており、適法かつ正当である。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法及び保護の処理基準(以下「処理基準」という。)に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 請求人は、暴力団と関わらないことを誓約しており、現に暴力団員ではない ことから、A市に居住していた頃になされた北海道警察の暴力団員認定のみに 依拠し、処分庁が請求人を暴力団員と認定したことは事実誤認であると主張す る。

しかしながら、処分庁は、本件申請について、C警察署長に対し、保護申請日における請求人の暴力団員該当性について情報提供を依頼し、C警察署長から、請求人が暴力団員である旨の回答を受理していることが認められる。また、北海道警察本部が裁判所に提出した回答書によると、請求人は、平成29年1月に生活保護不正受給に係る詐欺罪で逮捕され、同年2月中旬まで勾留されているが、その間、請求人が暴力団組員であることを否定する客観的状況はなく、請求人の離脱に関する回状(暴力団員を離脱するには、所属する暴力団等が離脱を承認し、破門状、絶縁状、除籍通知等の回状が系列暴力団等に送付されることが一般的である。)も発出されていなかったことなどから、処分庁の照会に対して、該当ありと回答した旨が記載されている。よって、請求人は暴力団員と判断されることから、請求人の主張は採用することができない。

3 請求人は、暴力団員取扱通知は、暴力団員(と誤って認定された者を含む。) であることのただ一事をもって、保護申請を却下するよう福祉事務所長に通知 しており、この運用は、明確に法第2条及び第19条第1項に違反していると主 張する。

しかしながら、保護を受けるためには、法第4条に定める補足性の要件、すなわち資産、収入、稼働能力その他あらゆるものを活用するという要件を満たすことが必要であり、申請者が保護の要件を満たしていない場合に保護の申請を却下することは、無差別平等の原則とは矛盾するものではなく、暴力団員は、集団的に又は常習的に暴力団活動に従事することにより違法・不当な収入を得ている蓋然性が極めて高いことから、暴力団員については、保護の要件の判断に当たり、稼働能力の活用要件及び資産・収入の活用要件を満たすものではないとすることに、法第2条及び第19条第1項に違反していると認められる程度の不合理な点はない。よって、請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人は、処分庁が請求人の生活実態、とりわけ、函館市に転居した後の暴力団員としての行動を調査し、法所定の要件を厳格に判断する必要があったにもかかわらず、自ら調査することを怠り、北海道警察の照会結果のみを根拠に漫然と原処分を行ったのは、その手続に重大な瑕疵があると主張する。

しかしながら、処分庁が請求人と面接調査を行い、当該面接時の請求人の申 立内容を踏まえて函館方面函館中央警察署長に対し請求人の暴力団員該当性に ついての情報提供を依頼したことは、処理基準にのっとった手続であり、処分 庁の手続に重大な瑕疵があるとは認められない。

5 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には 理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成31年3月14日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条 第1項の規定に基づく諮問を受け、同月19日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

原処分については、本件審査請求が行われた後、行政事件訴訟法第8条第2項の規定に基づく処分の取消しの訴えが提起され、平成31年2月28日付け最高裁判所第1小法廷決定により適法かつ正当な処分であることが確定している。

したがって、原処分が違法であるとする請求人の主張は、既に判決により確定した事項に対する異論を述べるものに過ぎず、審査請求を継続すべき法律上の利益を欠くものであって、本件審査請求は不適法であるから、却下されるべきであり、前記第1のとおり、答申する。

北海道行政不服審查会

委	員(会長)	岸	本	太	樹
委	員	中	原		猛
委		八	代	眞 由	美